

第202000016629号

令和2年4月13日

県内の介護サービス事業所を運営する法人代表者 様

鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局長 寿社会課長

(公 印 省 略)

県内の通所介護事業所等におけるサービス利用調整等の検討及び感染症予防対策の確認について (依頼)

今般、鳥取市内において、新型コロナウイルス感染症による患者の発生が確認されたところ です。

当感染者は、通所系介護サービスの利用者ではありませんが、今後、通所系介護サービス事業所の利用者に感染症患者が発生した場合には、国の通知等に基づき、高齢者への感染拡大を防止するためサービス提供の縮小や、休業を要請することも考えられます。

については、別紙1の例示等を参考に、利用者やその家族、居宅介護支援事業所等と相談の上、対応期間を概ね2週間程度と見込み、サービスの利用調整や代替サービスの確保について、あらかじめ検討していただきますようお願いいたします。

また、日常業務における感染症拡大防止のためには、外部からの新型コロナウイルスの侵入を防ぐことが重要であることから、別紙2チェックリストに沿って確認し、更なる感染症防止対策の強化をお願いします。

併せて、これまで国より発出された新型コロナウイルス感染症に介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いのうち、通所系介護サービスに係る内容について別紙3のとおり整理しましたので、改めてご確認いただきますようお願いいたします。

(担当：介護保険・施設担当 安達 電話：0857-26-7175)